

② 超過利子額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十七(三)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

調整所得金額 (別表十七(二の二)「17」)		1	円	関連者純支払利子等の額 (別表十七(二の二)「3」)		3	円
(1) × 50%		2		(2) > (3) の場合 (2) - (3)		4	
事業年度	超過利子額	調整対象超過利子額に係る当期損金算入額 (対象事業年度の(23))		差引 (5) - (6)	当期損金算入額 (当該事業年度の(7)又は (4) - 当該事業年度前の(8)の合計額)のうち 少ない金額		翌期繰越額 (7) - (8)
	5	6	7	8	9		
・	円	円	円	円			
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							
当期分 (別表十七(二の二)「25」)							
超過利子額の損金算入額 ((6) の計) + ((8) の計)				10	円		
調整対象超過利子額に係る当期損金算入額の計算							
対象事業年度			11	・			
対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「25」)		12	円	対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「1」)		13	円
特定子法人の名称		14					
本店又は主たる 事務所の所在 する	国名又は地域名	15					
	所在地	16					
特定子法人事業年度		17	・	・	・	・	
(17)の期間のうち法人の対象事業年度終了の日後の期間を除いた期間		18	・	・	・	・	
(13)のうち特定子法人に対して (18)の期間に支払われたもの		19	円		円	円	
調整対象超過利子額 (12) × $\frac{(19)}{(13)}$		20					
特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」又は別表十七(三の二)「22」)		21					
(20) と (21) のうち少ない金額		22					
合 計 ((22) 欄の合計)						23	

別表十七（二の三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3《超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「超過利子額5」は、次により記載します。
 - (1) 当期が措置法第66条の5の3第3項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表十七（二の三）付表「3」の金額を記載します。
 - (2) 当期が措置法第66条の5の3第4項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の超過利子額（同条第1項に規定する超過利子額をいいます。以下同じ。）とみなされる同法第68条の89の3第7項《連結超過利子額の損金算入》に規定する連結超過利子個別帰属額を記載します。
 - (3) 当期前の各事業年度において生じた超過利子額（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、措置法第66条の5の3第7項の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
- 3 「対象事業年度11」は、当該法人の措置法令第39条の13の3第2項《超過利子額の損金算入》に規定する対象事業年度を記載します。